

〇〇自主防災会 防災計画

1 目的

この計画は、〇〇自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的・物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及啓発に関する事。
- (3) 災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練に関する事。
- (5) 情報の収集・伝達に関する事。
- (6) 避難に関する事。
- (7) 出火防止、初期消火に関する事。
- (8) 救出・救護に関する事。
- (9) 給食・給水に関する事。
- (10) 災害時要援護者対策に関する事。
- (11) 防災資機材等の整備及び維持管理に関する事。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため図1のとおり防災組織を編成する。

- (1) 自主防災会対策本部の構成
会長、副会長、役員を対策本部員とし、対策本部を設置する。
- (2) 本部員の参集
避難所の開設または会長が必要と判断した場合に参集する。
- (3) 本部の設置場所
会長の指示した場所に設置する。

4 防災知識の普及啓発

地域住民の防災意識を高めるため、次により防災知識の普及啓発を行う。

- (1) 普及啓発事項
 - ア 防災組織及び防災計画に関する事
 - イ 地震、津波、火災、水災等についての知識に関する事
 - ウ 各家庭における防災上の留意事項に関する事
 - エ 地震発災後 72 時間以内の活動の重要性に関する事
 - オ 食料等を 3 日分確保することの重要性に関する事

カ その他防災に関すること

(2) 普及啓発の方法

ア 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布

イ 座談会、講演会、映画会等の開催

ウ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に実施するほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

ア 危険地域・区域等

イ 地域の防災施設、設備

ウ 地域の災害履歴、災害に関する伝承

エ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

ア 八戸市地域防災計画

イ 座談会、講演会、研修会等の開催

ウ 災害記録の編纂

6 防災訓練

大地震の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行うため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練、総合訓練、図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種別

ア 情報の収集・伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 避難訓練

エ 救出・救護訓練

オ 給食・給水訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行う。

(4) 図上訓練

実際の災害に備えるために行う。

(5) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要綱等を明らかにした訓練実施計画を作成

する。

(6) 訓練の実施

訓練は、総合防災訓練にあたっては年1回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被災状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急処置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関及び報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

8 避難

火災・津波・崖崩れ等の災害拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じる恐れがある時は、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

八戸市長の避難指示がでたとき又は、自主防災会長が必要と認めた時は、避難誘導に対して避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、自主防災会長に避難誘導の指示を受けたときは、避難計画に基づき、住民を避難地に誘導する。

(3) 避難所の運営

自主防災会長の指示により、避難してきた住民の生活支援を行う。

9 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月10日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備をする。

ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

イ 可燃性危険物品等の保管状況

ウ 消火器及び消火資材の整備状況

エ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期消火することができる

ようにするため、消火器、水バケツ、消火砂等の消火資機材を各家庭への配備する。

10 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関との連携

救出・救護班員は、医療機関による救護が必要と認めたときは、医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関への出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出が必要と認めたときは、防災関係機関の出動要請をする。

11 給食・給水

(1) 給食の実施

給食・給水班員は、市から配布された食料、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員は、市から提供された飲料水、水道、井戸等から確保した飲料水により給水活動を行う。

12 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため、あらかじめ災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、民生委員、訪問介護員、ボランティア、町内会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導はや効果的な救出・救護活動についてあらかじめ検討し、訓練等に反映させる。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動等については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携するものとする。